70歳以上の人と老人保健で医療を受ける皆さん 8月からお医者さんにかかるときに2割負担となる人 (一定以上所得者) の判定基準が変わります

70歳以上の人と老人保健で医療を受ける人は、お医 者さんにかかるときの自己負担は原則1割ですが、一定 以上所得者は2割となります。

その一定以上所得者を判定する基準が

- ●本年度から住民税の算定で配偶者特別控除が縮小
- ●現役世代の平均的な課税所得の水準が変わった
- ことから見直されました。



病院の窓口で老人医療受給者証を提示してください

一定以上所得者の判定基準

★同じ世帯に一定以上所得者がいる 場合は、世帯の対象者全員が一定 以上所得者となります。

平成 17 年 7 月まで

平成 17 年 8 月から

── 145万円以上

●住民税課税所得 ······· 124万円以上 -

●収入合計:複数世帯※ ・・・・・・・・ 637万円以上 ―

→ 621万円以上

●収入: 単身世帯* ****************** 450万円以上 ____

──── 484万円以上

※同じ世帯にいる70歳以上および老人保健で医療を受ける人の人数。

高齢者医療

Q 一定以上所得者と判定 された場合でも、自己負担 割合が1割となる場合があ



判定され た自己負担割 合は、このま まずっと変わ らないのでし ようか?

▲ 同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の70歳以上 と老人保健で医療を受ける人がいる場合は、一定以上所得 者となり、自己負担割合は2割となります。

しかし、この場合でも、70歳以上と老人保健で医療を受

ける人の収入の合計が、 2人以上の場合で 621 万円未満、1人の場合 で 484 万円未満である と申請し、市から認めら れた場合は、自己負担割 合が1割となります。

課税所得145万円以上

収入の合計621万円 (1人の場合は484万円)未満

申請により自己負担割合が 1割となります

▲ 所得は毎年変わりますから、一定以上所得者であるかど うかの判定は毎年行われます。住民税に対する毎年の課税 所得により判定(定期判定)され、負担割合が変わる人は8 月から新しい負担割合が適用になります。また、同一世帯 の人が新たに70歳になったり、世帯員の異動や死亡があっ たりした場合などには、年度の途中で自己負担割合が変更 となる場合もあります。



牛窓ヨットハーバーで会場の説明を受ける

を販売しているゆうゆう交

の施設が見学できて

刀を聞きました。

市の産物 同館の

すべての行程を終えた参

もの生産者の登録があり、 たくさんの情報発信の

類のも を眺めながら、オリーブ収を傾けました。美しい景色靖弘研究開発課長の話に耳し、日本オリーブ株の吉田 を眺めながら、 ンスパンに付けて食べるオ 問も相次ぎました。 ゲ海とも言われる瀬戸 のがいいの」などの -に見下ろ どんな種 日本の 「フラ

推進室の安藤千秋室長と森

ました。会 ・リング競 リング会場となる牛

窓日

参加者の皆さんは、 植野哲也学芸員から刀剣に き入ってい いての詳しい説明を受け、 前おさふね刀剣の里では、 でした。 最終見学場所の から見る景色に

次に訪れたのは、

道の駅

ク

交流館で、三宅

た参加者から「大会期間

ちであることを誇りに思 ろいろな企画をしたい 人でも多くの皆さんに、 これからも、 ろなことを分 自分たちの スを運行



ゆうゆう交流館には特産物がいっぱいあります

35人が参加

0

政バスでまちの良さを再発見

オリーブ園からの眺めは最高

市政バスで施設見学を

第2回市政バスは、生活をテーマに次のとおり 企画しました。皆さん、ご参加ください。

時 8月24日(水)午後1時~4時35分

▶見学場所 クリーンセンターかもめ・瀬戸内消防署

▶**参加人数** 30人(申し込み多数の場合は、抽選)

▷参 加 費 無料

▶申し込み 市広報情報課、牛窓・長船支所、裳掛 出張所に備え付けの参加申込書(ホームページ からもダウンロード可)に記入し、市広報情報課 に申し込んでください。

▶申し込み期限 8月10日(水)

■申込・問い合わせ先

市広報情報課 20869-22-1031 URL http://www.city.setouchi.lg.jp

2005.8 広報 せとうち No.9